

「京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務」落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「京都府府営住宅退去滞納家賃等回収業務」（以下「本事務」という。）に係る総合評価一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づき、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、別表「評価基準表」により算出した技術評価点（700 点満点）に「 $300 \text{ 点} \times (1 - \text{入札者が提案する成功報酬率})$ 」により算出した価格評価点（300 点満点。小数第 2 位以下切り捨て）を加算したものを評価値とし、評価値（1000 点満点）が最も高い者を落札者とする。

なお、技術評価点は府が委嘱する有識者（4 名）による採点の平均点（小数第 2 位以下切り捨て）とする。

$$\text{評価値(1000 点満点)} = \text{技術評価点(700 点満点)} + \text{価格評価点(300 点満点)}$$

(1) 最高評価者が 2 者以上ある場合

評価値が同じ場合は、価格評価点が最も高い者を落札者とし、価格評価点も同じ場合は別途日を定め、当該入札参加者がくじを引き、落札者を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを引かないときは、これに代えて当該入札事務に関係の無い職員がくじを引くものとする。

(2) 入札した者が 1 者であった場合

入札の参加者が 1 者の場合であっても入札は有効とする。